

明日へ飛躍する企業をサポート

ひょうご産業
活性化センター
通信

2026

6
Jun.

JUMP



CONTENTS

04 ひょうごビジネス・インフォメーション

06 がんばる企業を応援

07 成長期待企業のイチオシ!

08 信用保証協会 NEWS

09 TAX & LAW

元気企業訪問

(株)山下製作所

設備貸与(割賦)制度を利用して

中小企業のための
ひょうご産業SDGs推進宣言事業・認証事業

ひょうご産業活性化センターは中小企業のSDGsの取り組みを支援しています。





(株)山下製作所
加古川市



社長
山下 雅美

設備貸与(割賦)制度を利用して

- 高額機械を導入することができた
- 新工場建設に踏み切れた
- 新規取引先開拓に挑戦できた



2026年2月に完成した新工場

匠の技で大型金属部品を製造 最新鋭機導入で生産効率の大幅アップを見込む

大型工作機と熟練の技で差別化

1970年に神戸市で創業、85年に加古川市に移転した同社は、半世紀以上、大型金属部品の切削加工を手がけています。4代目の山下雅美社長は2010年の就任以降、設備の全面入れ替えと現場環境の改善に取り組み、平均年齢35歳の若き技術者チームをつくり上げました。

同社の強みは、熱交換器や圧縮機など、さまざまな製品に使われる大型部品を0.01mm単位の精度で製造する卓越した技術力です。「最新の大型工作機を駆使しつつ、最終的に品質を担保するのは自社で研いだ刃物を用いた熟練の手仕上げにあります」と語る山下社長。加工熱でゆがみやすい薄板部品なども職人の感性で微調整を繰り返し、完璧に仕上げることで、大手鉄鋼メーカーや重工メーカー各社から厚い信頼を得ています。

また、少数精鋭ゆえに1人が多種多様な工作機を操作しなくてはならないため、工程の標準化を徹底。プログラム作成の手順や使用する治具・工具を全機種で共通化し、どの機械でも迷いなく作業できる環境を整えることで、ミスが起きにくい高効率体制を確立しています。

大型工作機と熟練工の技術の2本柱で、近年は半導体

製造装置や遠心分離機など、最先端分野を支える機器の重要パーツの製造にも取り組んでいます。

3度目の制度活用で30年来の悲願実現

同社の持続的な成長を支えているのが、ひょうご産業活性化センターの「設備貸与(割賦)制度」です。2010年の横中ぐりフライス盤、16年のターニングセンタに続き、26年2月に導入したのが五面加工門型マシニングセンタです。山下社長が「30年来の悲願」と語るこの機械は、コラム(柱)を標準より高くした特別仕様。最高2.65mの長尺部品を縦姿勢で多軸加工できるため、重量のある加工対象物の向き転換や乗せ換え作業が不要に。「本格稼働後は生産効率の大幅アップを見込んでいます」と話します。

この最新鋭の大型機導入に当たり、従来の工場の隣に440㎡の新工場を建設するという一大決心を下した山下社長。「建設に大きな額を投資した上、導入機も高額です。この制度は割安な固定金利で高額な設備を借り、最終的に所有権を得られるので、金融機関の借り入れ枠に影響しない点も経営上の大きな安心材料です」

今後は、ひょうご産業活性化センターの「取引あっせ

制度利用の流れ

2024年12月

当センターへ申請。書類審査後、現地調査を受ける

2025年1月

設備貸与審査委員会で採択される

2026年2月

納期確定、契約締結。新規設備を検収

3月

返済スタート



新工場の奥に設置した五面加工型マシンニングセンタ



定位置に整然と並ぶ治具や工具

ん事業」でマッチングした関東の水素関連企業をはじめ、新規取引先の開拓を本格化していくそう。「受注拡大のため新工場にはさらに2機導入し、生産体制をますます充実させる予定です。そのためにも未来を担う若手の獲得と育成が、私の使命です」。同社の進化は続きます。

株山下製作所

加古川市尾上町養田1528-7 T 079-425-3760

●代表取締役社長/山下雅美

●事業内容/金属切削加工による中・大型部品の製造

H <https://yamasitaseisaku.wixsite.com/mecha>

設備貸与制度

設備の増強・更新を図ろうとする中小企業に代わり、ひょうご産業活性化センターが設備を購入し、長期かつ固定損料(金利)で割賦販売またはリースする制度です。設備投資の際は気軽にご相談ください。

【対象】県内に事業所・工場等がある中小企業(その他要件あり)

【対象設備】県内に設置する新品または中古の設備(その他要件あり)

【貸与額】100万円以上2億円以下

利用メリット

- 金融機関の融資枠や信用保証協会の保証枠とは別枠で利用できます
- 設備投資は同制度を活用し金融機関の融資枠を確保しておけば、リーマンショックやコロナ禍のような不測の事態に融資枠を固定経費や運転資金に回すことができます

問ひょうご産業活性化センター設備投資課

T 078-977-9086

制度の詳細についてはホームページをご覧ください



だけ

あなたの本を

「オーダーメイド」

<https://kobe-selfpub.jp>
 KOBE 自費出版 web
 こちらから



自費出版

見積り無料

まずは電話かメールでお問合せください

TEL. 078-362-7140

✉ jihishuppan-kpc@kobe-np.co.jp



神戸新聞総合出版センター
 株式会社 神戸新聞総合印刷
 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-5-7



ひょうご ビジネス・ インフォメーション

日 日時 所 場所 対 対象 定 定員 料 料金
申 申し込み先・方法 問 問い合わせ先
T 電話番号 F ファクス番号 E Eメール

ひょうご産業活性化センター

「GX診断補助金」 補助希望企業募集

ひょうご産業SDGs推進宣言企業を対象に、GX(グリーントランスフォーメーション)診断にかかる費用の一部を補助。専門家による事業の省エネ状況の分析や、GX実現へのアドバイスを受けられます。

対 ひょうご産業SDGs推進宣言企業(認証企業を含む)

●補助対象=省エネ最適化診断(省エネルギーセンター)、省エネ診断(環境共創イニシアチブ)

●補助率=対象経費の1/2

●補助期間=4月~来年1月

申 問 成長支援課 T 078-977-9117

E sdgs@staff.hyogo-iic.ne.jp

来年1月29日(金)までに必要書類(ダウンロード可)をEメール(添付ファイル)で送信 ※支給は年2回予定(5月~9月受け付け分:10月、10月~1月受け付け分:2月)



「ひょうご産業SDGs認証事業」 第7回認証企業募集

県がひょうご産業SDGs推進宣言企業等の取り組みを評価・認証することで、さらなる内容の深化を促します。

対 ひょうご産業SDGs推進宣言企業または市町等のSDGs宣言・登録企業 ※その他要件あり

●認証企業の主なメリット

・認証書が交付されます

・低利の中小企業融資制度「SDGs支援貸付」を利用できます

・大規模展示会への出展支援が受けられます など

●認証期間=3年間 ※年1回の進捗状況報告が必要

申 問 成長支援課 T 078-977-9117

6月15日(日)までにホームページから電子申請



「エコプロ」 兵庫県ブース共同出展企業募集

昨年度約6万人が来場した国内最大規模の環境・SDGsの総合展示会「エコプロ」に出展し、ひょうご産業SDGs認証企業の製品や取り組みをPRします。

日 12月2日(水)~4日(金)10時~17時

所 東京ビッグサイト(東京都江東区)

対 ひょうご産業SDGs認証企業

定 10社程度(選考)

料 ¥ゴールドステージ企業5万円、アドバンスト・スタンダードステージ企業7万円

申 問 成長支援課 T 078-977-9117

E sdgs@staff.hyogo-iic.ne.jp

6月19日(金)17時までに所定の申請書(ダウンロード可)をEメール(添付ファイル)で送信



「地域一体型オープンファクトリー 導入ガイドブック」公開

尼崎市が取り組んだ実証実験「令和7年度持続可能な地域一体型オープンファクトリー調査事業」の成果等をまとめた導入ガイドブックを公開しています。これからオープンファクトリーに取り組む地域や企業は活用してください。

申 問 成長支援課 T 078-977-9118



「企業立地は兵庫県へ！」 動画公開

オフィスや工場の県内移転・増設を検討する企業向けに、用地選定から優遇制度紹介、行政手続き、関係機関との調整までを一括支援する「ひょうご・神戸投資サポートセンター」を紹介する動画をYouTubeで公開中です。

申 問 ひょうご・神戸投資サポートセンター

T 078-271-8400



当センター通信「JUMP」 広告掲載募集

本誌は県内の市町や金融機関、支援機関、各種イベントで配布するほか、ホームページからダウンロードもできます。掲載料金等については電話でお問い合わせください。

申 問 企画管理課 T 078-977-9070

兵庫県よろず支援拠点 中東情勢への緊急対応「総合相談窓口」

原油価格の高騰など、中東情勢の緊迫化による影響を懸念する県内中小企業を対象に総合相談窓口を設置しました。豊富な知識と経験を持つ専門スタッフが対応します。無料。

●相談時間＝平日9時～17時

所 神戸市産業振興センター1階(神戸市中央区)

申問 兵庫県よろず支援拠点

T 078-977-9085



関係機関

兵庫県・県税事務所 ゴルフ場利用税は貴重な財源です

ゴルフ場利用税の10分の7はゴルフ場がある市町に交付され、周辺環境の保全等、地域の行政サービスを支える貴重な財源として役立っています。税額はゴルフ場の規模や利用料金等に応じて定められており、1人1日あたり300円～1,200円になります。

【次の人はゴルフ場利用税が非課税になります】

※申し出書等の提出と証明が必要です

- ・18歳未満または70歳以上の人
- ・障害者
- ・国民スポーツ大会や国際大会のゴルフ競技に参加する選手(大会当日のみ)
- ・学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、教員等

問 最寄りの県税事務所

個人住民税の納税について

個人住民税は、県民税と市町民税をあわせて市町が課税し、徴収する税です。給与所得者と65歳以上の年金受給者は給与や年金から特別徴収され、それ以外の人は市町から送付される納税通知書により原則として年4回に分けて納めます。

●第1期分の納期限 **6月30日** (火)

※市町により納期限が異なる場合があります

問 住所地の市・区役所、町役場

令和6年度から森林環境税(国税)が課税されています(住民税均等割と併せて1人年額1,000円)。その税収は県内の森林整備や、その担い手の育成などに活用されます。

兵庫県・市町

創業・新事業、経営改善、取引拡大、DX化、SDGs等につながる支援メニューを発信中！

ひょうご産業活性化センター公式



ホームページ



メールマガジン



Instagram



YouTube



X



Facebook

ひょうご産業活性化センター通信「JUMP」は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して作成したものです

地域のみなさまとともに歩みます

～金融・情報サービスの提供を通じて、地域に貢献します～

想いを、まちへ。

<https://www.minatobk.co.jp>

 みなと銀行



持続可能な社会を創る

がんばる企業を応援

「中小企業支援ネットひょうご」構成機関からのご案内

「中小企業支援ネットひょうご」とは

さまざまな経営課題を抱える中小企業の応援を目的に、中小企業支援機関や連携団体でつくるネットワークです。各機関の強みを生かしながら、総合的な支援を展開。DXやGX、SDGs等の新たな経営課題の支援にも取り組んでいます。

事業承継を円滑かつ確実に

兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター

兵庫県事業承継・引継ぎ支援センターは、中小企業・小規模事業者の事業承継を支援するために国が設置した相談窓口です。一社でも多くの企業や事業を存続させるため、親族内承継やM&A等の第三者承継などを提案しています。

主な支援業務

県内中小企業の事業承継に関するあらゆる相談に対応

事業や雇用の維持に向けて

経営者の高齢化が進む中、後継者を見つけれないまま廃業する中小企業・小規模事業者が増えています。このままでは日本経済の屋台骨を支えてきた中小企業の技術やノウハウだけでなく、雇用も失われて地域経済に影響を及ぼします。

休業業、解散した企業のうち52.8%は、直近期の決算状況が黒字(2025年(株)東京商工リサーチ調べ)であり、事業が途絶えてしまうのは非常に惜しいことです。そこで、当センターでは、後継者不在でM&Aを希望する経営者にはマッチング支援により事業継続をサポートしています。

一方、後継者がいる場合は円滑な承継に向け、どのようにして資産や経営を引き継ぐかを専門家がアドバイスしています。



県内各地で相談会を開催

神戸市中央区の当センター事務所のほか、サテライト相談所や相談会も開催しています(要電話予約)。

【サテライト相談所】

- 神戸商工会議所 毎月第1火曜(東神戸支部)、毎月第4木曜(西神戸支部)
 - 尼崎商工会議所 毎月第2金曜 ※8月のみ第1金曜
 - 西宮商工会議所 偶数月第2水曜 ※8月のみ第4水曜
 - 姫路商工会議所 毎月第1・2・3木曜
 - たつの市役所 毎月第2木曜
 - 豊岡商工会議所 6月16日㊦、9月15日㊦、10月27日㊦、12月15日㊦、3月9日㊦
 - 豊岡市商工会 7月23日㊦、10月15日㊦、11月12日㊦、1月21日㊦
 - 洲本商工会議所 毎月第3火曜
- ##### 【相談会】
- 三田市商工会 6月9日㊦、8月18日㊦、11月10日㊦、2月9日㊦
 - 西脇商工会議所 6月11日㊦、8月20日㊦、10月15日㊦
 - 三木商工会議所 6月24日㊦、8月19日㊦、11月12日㊦
 - 小野商工会議所 6月5日㊦、9月4日㊦、12月4日㊦
 - 加東市役所 6月25日㊦
 - 淡路市商工会 6月5日㊦、8月7日㊦、10月16日㊦
 - 五色町商工会 7月9日㊦、9月9日㊦、11月6日㊦
 - 南あわじ市商工会 7月23日㊦、9月11日㊦、10月14日㊦

主な支援内容

親族への承継

後継者はいるが、承継方法が分からない

事業承継計画策定の支援

作成した承継計画に基づき、承継までのロードマップを見える化

第三者への引継ぎ

後継者がいない

後継者探しのお手伝い

M&A マッチングのサポート

後継者人材バンクの活用

事業承継に関する問題

何から準備すればいいかわからない

会社同士の合併や他社の買収の手順を知りたい

従業員を引き継ぐ際の手続きを教えてください

専門家による的確なアドバイス

兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター
神戸市中央区港島中町6-1
神戸商工会議所会館8階
T 078-303-2299
F 078-303-2030





成長期待企業の
イチオシ!

成長期待企業とは

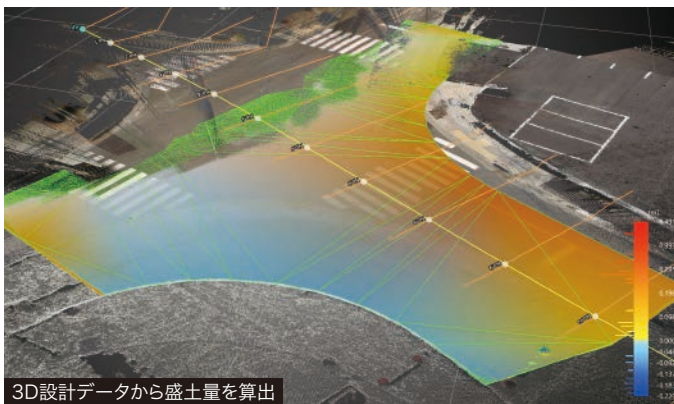
中小企業支援ネットひょうごでは、さらなる成長が見込める企業を「成長期待企業」に選定し、複合的な支援をしています。このコーナーでは選定企業が誇る自慢の商品やサービスを紹介します。



ドローンを使って計測



ドローンとレーザーสキャナで取得したデータから3D点群データを作成



3D設計データから盛土量を算出



ICT建機で施工

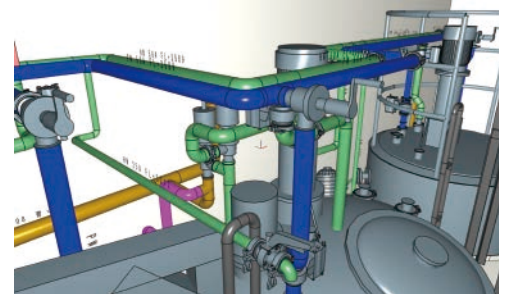
光洋建設(株)の

建設DX

省人化・省力化で業績アップ 3Dモデルによる新事業展開も視野

同社は、国がi-Constructionの推進を打ち出した2016年、ものづくり補助金を活用して測量用のドローンやレーザースキャナ、ICT建機、3Dモデル作成ソフト等を導入。省人化・省力化により、同時に複数の現場をこなせるようになったことで、業績は右肩上がりです。

長尾洋司社長は2010年代初め、建設業におけるドローンの有用性に着目。ドローン活用に関心がある数社と研究会を立ち上げ、理解を深めました。「セスナでの写真測量に比べて、はるかに低コストで正確、精密に撮影できるドローンはまさに革命的でした」。また、撮影データから3D



リバースエンジニアリング事業の3Dモデル例

モデルを作成することで、施主との間で完成形のイメージに食い違いがなくなったといいます。

今後、力を入れていきたいと話すのが、リバースエンジニアリング事業です。建物内の現状の姿をレーザースキャナの画像を基に3Dモデル化するというもので、工場をメインターゲットに、天井裏など目が行き届かない場所の配管や架台まで可視化することで改修工事の計画を立てたり、新規設備の搬入動線を決めたりする際に役立つといいます。「ニッチな分野ですが、工場を熟知するベテランが減る中、需要が高まると期待しています」

光洋建設(株) 南あわじ市中条中筋939
☎0799-45-0382 🌐https://koyo-awaji.co.jp

- 設立年:1996年 ●代表取締役:長尾洋司
- 事業内容:土木・建築工事

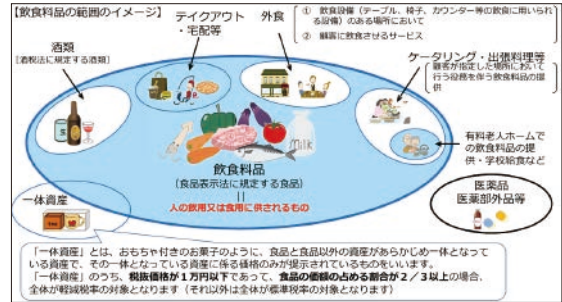


「飲食料品に消費税をかけない」とは どうなる？消費税の取り扱い ~0%か非課税か~

長引く物価高を背景とした、「飲食料品に消費税をかけない」政府の方針が注目を集めていますが、実はどのような取り扱いになるかによって事業者が納める消費税額が変わることは、意外と知られていません。飲食料品を取り扱う全事業者に影響しますので、しっかり確認しておきましょう。※本稿は令和8年4月1日現在の情報に基づいています。

「税率0%」と「非課税取引」では納める税額に差が!?

消費者にとってはありがたい政策ですが、飲食料品を取り扱う事業者にとっては注意が必要です。飲食料品とは図表の通り、人の飲用または食用に供されるものとされますが、その範囲外となる外食産業からは、消費税分の価格差が大きくなることから、「客足が遠のく懸念がある」「課税の公平性に欠ける」といった声が上がると、大きな議論を呼んでいます。現段階の議論においては、取引区分を「税率0%（課税取引）」とするか、「非課税取引」とするかが大きな焦点となっています。どちらの取り扱いになるかによって、納める消費税額に差が出てきます。



【図表】飲食料品の範囲のイメージ

ケース① 飲食料品取り扱い店「税率0%（課税取引）」の場合

売り上げに係る消費税は0ですが、飲食料品以外の仕入れ（備品・包装材など）に係る消費税は差し引くこと（仕入れ税額控除）ができます。そのため、消費税確定申告によって仕入れに係る消費税（支払った消費税）が還付されます（本則課税による申告の場合）。

簡易課税制度を選択している事業者の場合、売り上げに係る消費税は0となりますが、みなし仕入れ率が適用されるため、飲食料品以外の仕入れに係る消費税の還付はありません。

ケース② 飲食料品取り扱い店「非課税取引」の場合

ケース①と同様に、売り上げに係る消費税は0となりますが、飲食料品以外の仕入れ（備品や包装材等）に係る消費税を差し引くこと（仕入れ税額控除）ができません（本則課税による申告の場合）。

そのため、仕入れ時に支払った消費税額の全額がコストに含まれ、コストアップは避けられず、事業者によっては利益が減ってしまいます。値上げ等を検討することも必要になるでしょう。

飲食料品を扱う全事業者に影響 今後の議論に注目を

どちらの取引区分になるにせよレジや会計ソフトの改修等が必要になります。また、事業者によっては消費税分を踏まえた価格設定ができなくなり、売上金額が減少することも考えられます。場合によっては、課税方法の見直しを検討しなければならないケースも出てきます。

このように、「飲食料品に消費税をかけない」施策は、消費者と小売業だけでなく、飲食料品を扱う全事業者に影響があります。今後の議論を注視していく必要があるでしょう。

図表引用：財務省ホームページ「消費税のインボイス制度・軽減税率制度に関する資料」
参考文献：「事務所通信2026年6月号」（TKC出版）



令和8年度 起業家支援事業助成金のご案内

(一般事業枠) (ふるさと・事業承継枠) (若者枠) (社会的事業枠)

申込受付期間：4月17日(金)～6月22日(月) 《最終日16時必着》

－ 兵庫県内で起業・第二創業又は事業承継を目指す方々を応援します！－

1 応募資格 ※詳しくは募集要項をご覧ください

以下の要件に該当する代表者(すべて県内に活動拠点を置いて令和14年1月末まで事業を営み続ける意思を有する方が対象です。)

区分	要件
一般事業枠	①県内に居住、又は令和9年1月末日までに居住を予定している方 ②令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業*をした方、又は予定している方
ふるさと・事業承継枠 <small>「事業承継」 法人：先代経営者が代表取締役を退任し、後継経営者が代表取締役に就任すること、又は当該法人が営む事業を先代経営者以外の者(法人を含む)が引き継ぐこと。 個人：先代経営者は廃業届を、後継経営者は開業届を提出し、商号(屋号)や経営資源を承継すること。</small>	【ふるさと】 ◇令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移し、5年以上(令和14年1月末日まで)県内に居住し続ける意思を有する方で次のいずれかに該当する場合 ①県内に活動拠点を置いて、令和7年4月1日から令和9年1月末日までに起業・第二創業*を予定している方 ②令和8年4月1日から令和9年1月末日までに、県外の事業所(本店)を県内に移転する方(本店の移転登記) 【事業承継】 ◇県内に活動拠点を置いて、令和7年4月1日から令和9年1月末日までに事業承継した方、又は予定している方で5年以上(令和14年1月末日まで)県内に居住し続ける意思を有する方のうち、次のいずれかに該当する場合 ①令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移した方、又は予定している方 ②現在又は過去に兵庫県内市町で地域おこし協力隊として活動し、現在も県内に居住している方
若者枠	◇令和8年4月1日時点で30歳以下で下記の要件に該当する方 ①県内に居住、又は令和9年1月末日までに居住を予定している方 ②令和7年4月1日から令和9年1月末日までに県内に活動拠点を置いて起業・第二創業*をした方、又は予定している方
社会的事業枠	①県内に居住、又は令和9年1月末日までに居住を予定している方 ②令和8年4月1日から令和9年1月末日までに県内に活動拠点を置いて社会的事業の起業をした方、又は予定している方(※第二創業不可)

※ 第二創業…現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出すること

2 助成対象経費・助成率・助成限度額 ※詳しくは募集要項をご覧ください

区分	対象経費	一般事業枠、若者枠、社会的事業枠 助成限度額		ふるさと・事業承継枠 助成限度額	
		(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合	(1)空き家を活用しない場合	(2)空き家を活用する場合
起業等に要する経費	事務所開設費、備品費、専門家経費、広告宣伝費等	100万円以内	100万円以内	100万円以内	100万円以内
空き家活用に要する経費	改修費	—	100万円以内	—	100万円以内
移住に要する経費	引越代、移住後の住居家賃等	—	—	100万円以内	100万円以内
計		100万円以内	200万円以内	200万円以内	300万円以内

■助成率 助成対象経費の2分の1以内 ■助成対象期間 令和8年4月1日～令和9年1月末日

※助成対象経費は、単価50万円(税抜き)未満のもの(募集要項参照)

3 応募方法等 ※詳しくは募集要項をご覧ください

- 商工会・商工会議所又は兵庫県よろず支援拠点で事前相談をし、アドバイスを受けたうえ、申請書を提出してください。(所在地等：裏面参照)
- 応募書類審査及びヒアリング審査により選考します。

■この助成金に関するお問い合わせ



公益財団法人 ひょうご産業活性化センター 創業推進部新事業課

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号 神戸市産業振興センター2階
TEL: 078-977-9072 E-Mail: shiniigy@staff.hyogo-iic.ne.jp

■窓口時間 平日(午前)9:00～12:00(午後)13:00～17:00

■募集要項・申請書等ダウンロード先

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

ひょうご産業 助成金

検索



兵庫県よろず支援拠点

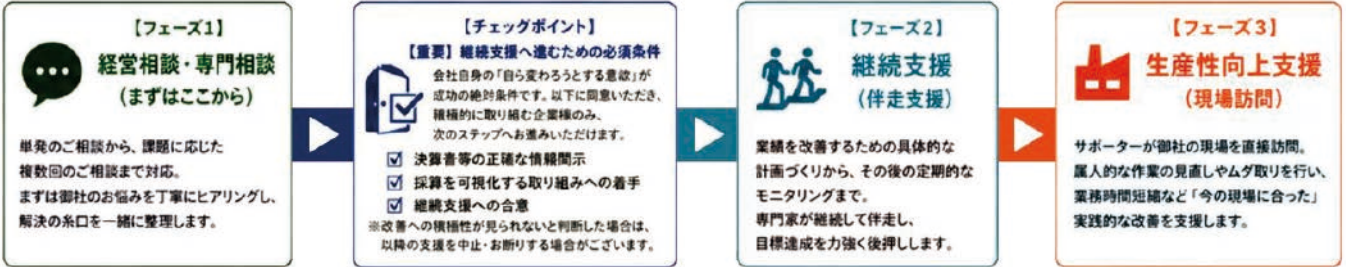
経営改善・資金繰り・価格転嫁・IT活用・マーケティング・事業承継・創業 etc.

チーフコーディネーター
西本 文雄

資格 中小企業診断士
得意分野 経営改善、現場改善、生産性向上、販路開拓、事業計画策定



窓口でのご相談から訪問まで よろず支援拠点のサポート体制



サブチーフコーディネーター
津賀 弘光

資格 中小企業診断士
得意分野 IT活用、資金繰り、経営改善、スタートアップ、雇用・労務、経営革新



コーディネーター/サポーター
細谷 佳史

資格 マーケティング・アドバイザー
得意分野 広告デザイン、販路開拓、広報戦略、店舗設計、ブランディング・マーケティング戦略



コーディネーター/サポーター
川本 久美子

資格 中小企業診断士
得意分野 創業支援、事業計画策定、雇用・労務、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
田中 秀和

資格 中小企業診断士
得意分野 販路開拓、事業連携、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
多田 やす子

資格 中小企業診断士
得意分野 経営改善、企業価値向上、人材育成、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
渡辺 明

資格 中小企業診断士、MBA
得意分野 経営改善、現場改善、生産性向上、事業計画策定、人材育成、販路開拓、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
鹿島 清人

資格 中小企業診断士
得意分野 資金繰り、事業承継、経営知識、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
脇岡 直美

資格 中小企業診断士、ITコーディネーター
得意分野 IT活用、マーケティング戦略、資金繰り、事業承継、創業支援、事業計画策定、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
南山 豊

資格 中小企業診断士、食農連携コーディネーター
得意分野 新分野進出、商品開発、広報、販路拡大、FC化、生産者支援、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
竹内 涼太

資格 中小企業診断士
得意分野 マーケティング・販路開拓、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
山本 淳

資格 中小企業診断士
得意分野 商品開発、販路開拓、商品デザイン、価格転嫁



コーディネーター
杉本 雅彦

資格 税理士、中小企業診断士
得意分野 税務経理・事業承継、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
坂東 大輔

資格 中小企業診断士、技術士(情報工学)
得意分野 IT活用、商品開発、現場改善、生産性向上、人材育成



コーディネーター
西口 竜司

資格 弁護士、中小企業診断士、税理士
得意分野 経営法務、経営改善、事業承継、知財、労務、生成AI、価格転嫁



コーディネーター/サポーター
井上 和茂

資格 中小企業診断士、技術士、エネルギー管理士、第1種電気主任技術者
得意分野 省エネルギー、脱炭素、原価管理、生産性向上



コーディネーター/サポーター
滝口 謙一

資格 中小企業診断士、国内旅行業務管理者
得意分野 経営改善、現場改善、生産性向上、販路開拓、事業計画策定



人手不足の中小企業・小規模事業者に向けた現場改善を「伴走型」で支援
生産性向上支援センター 2026年4月始動

「今の現場に合った」次の歩を一緒に考えます。私たちに任せください!

ポイント1 生産性向上の「プロ」が支援

生産性向上に関する知識・経験豊富な「プロ」が「今の現場に合った」次の歩を一緒に考えます。

ポイント2 無料・複数回の現場訪問

「相談に行く時間がない」そんな場合でもご安心ください。サポーターが何度でも無料で現場へ伺います。

ポイント3 補助金活用にもメリット

センターの支援を受けることで省力化投資補助金(一般型)の採択審査において加点が受けられます。(予定)



生産性向上支援 総括サポーター
細川 洋一

資格 中小企業診断士、行政書士、経営管理修士(MBA)
得意分野 経営改善、現場改善(5S・導線・レイアウト)、生産性向上、原価低減(調達・購買分野)、価格転嫁



生産性向上支援サポーター
荻野 貴之

資格 中小企業診断士、システムアナリスト、情報処理安全確保支援士、ITコーディネーター
得意分野 IT活用、業務改善、生産性向上、価格転嫁支援



経営に関するお困りごとは
兵庫県よろず支援拠点にお問い合わせください。

ご相談予約はこちらから

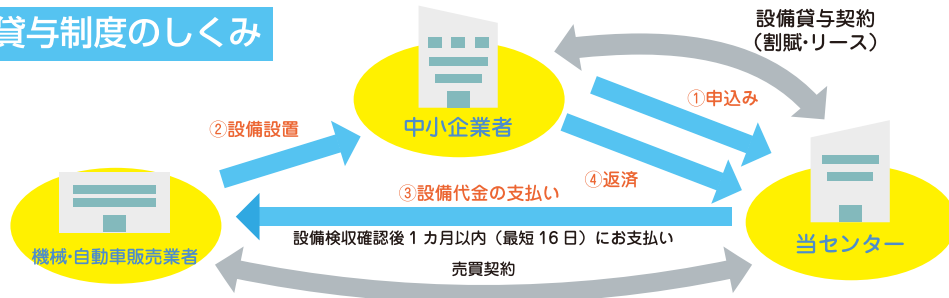


中小企業庁
兵庫県よろず支援拠点
公益財団法人 ひょうご産業活性化センター内
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター1階
TEL: 078-977-9085
E-mail: h_yorozu@staff.hyoogo-lic.ne.jp

設備貸与制度

設備貸与制度は、県内に設備導入を検討している中小企業者を対象とする国・県が定めた公的制度で、当センターが中小企業のみなさんに代わって、希望する設備を希望する機械等販売業者から購入し、長期かつ固定損料(金利)で割賦販売(分割払い)・リースする制度です。

設備貸与制度のしくみ



設備導入までの期間

- ▶ 申込後に審査を行いますので、設備導入までに2か月程度必要です。
- ▶ ディーラーとの売買契約前に導入された設備は、この制度の対象外となります。

当月 | 翌月 | 貸付審査から1~2ヶ月程度 | 試運転完了後



制 度 区 分	小規模企業者等設備貸与制度		GX・DX 促進設備貸与制度
	割 賦 販 売	リ ー ス	割 賦 販 売
対 象 企 業	<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員50人以下の小規模企業者等 製造業・その他業種 20人(特認50人)以下 卸売業・サービス業 5人(特認50人)以下 小 売 5人(特認50人)以下 ※ 製造業・その他業種21人(卸売業・サービス業、小売 6人)~50人については、銀行(信用金庫、信用組合、農協、漁協を除く)、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫に係る資金を除く)、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行からの借入金残高が4.2億円以下であること。 ※ 直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下であること。 ※ 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。 		<ul style="list-style-type: none"> ●兵庫県内に設置するもので、国の定める基準に該当する従業員300人以下の中小企業者等 製造業・その他業種 300人以下 卸売業・サービス業 100人以下 小 売 業 50人以下 ※ 大企業からの出資等の割合が単独で3分の1を超えていないこと。
貸 与 額	100万円~1億円(税込)		500万円~2億円(税込)
対 象 設 備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備(条件あり)		兵庫県内に設置する下記のいずれかに該当する新品の設備 <ul style="list-style-type: none"> ●脱炭素化等のGX推進に必要な設備 ●デジタル化に伴う生産性向上等のDX推進に必要な設備
年利/月額リース料率(固定) <small>令和8年4月1日現在 ※利率は、金利情勢等によって変動する場合があります。</small>	年 利 割 賦 販 売 1.25%~2.50%	月 額 リ ー ス 料 率 リ ー ス 1.011%~3.010%	年 利 割 賦 販 売 1.50%~2.75%
返 済 期 間・支 払 期 間	設備の法定耐用年数以内(3年~10年) <small>商工会議所・商工会経由で申込みを行った場合は、加入年数により(金利)優遇が適応される場合があります。また、10年以内において2年を超えない範囲で延長が可能です。</small>		
保 証 人・担 保	原則不要	<ul style="list-style-type: none"> ※法人の場合は代表者の個人保証が必要です。 ※審査等により担保等が必要となる場合があります。 	

令和8年4月1日

お気軽にご相談ください。

設備貸与(割賦販売・リース)のお問い合わせは

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 設備投資支援室
〒650-0044
神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター7階
taiyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

☎ (078)977-9086
FAX (078)977-9102